

# 令和 6 年度

# 新潟県少年自然の家

# 要 覧



〒959-2602

新潟県胎内市乙 1503-166

TEL 0254-46-2224

Fax 0254-46-3070

<http://www.pref.niigata.lg.jp/site/shizen/>

目次

I	新潟県少年自然の家の概要	
1	名 称	1
2	所 在 地	1
3	施設の目的	1
4	沿 革	1
5	施設概要	2
6	施設設備	2
7	配 置 図	3
II	運 営 の 概 要	
1	運 営 方 針	4
2	職 員 の 状 況	6
3	2024年度主催事業一覧	7
III	施 設 の 利 用	
1	利 用 に あたって	8
2	施 設 案 内	10
3	基 本 生 活 時 間	13
IV	施 設 の 利 用 状 況	
1	利 用 状 況	15
2	令和5年度主催事業実施状況	19
3	少 年 自 然 の 家 で の 活 動 の 様 子	20
	新潟県少年自然の家条例	22
	新潟県少年自然の家管理規則	26
	新潟県少年自然の家使用規程	35

# 新潟県少年自然の家の概要

## 1 名 称

新潟県少年自然の家

## 2 所 在 地

〒959-2602 新潟県胎内市乙 1503-166

電話…0254-46-2224 FAX…0254-46-3070 URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shizen/>

## 3 施設の目的

新潟県少年自然の家は、砂丘が続く日本海に臨み、美しい赤松の天然林に囲まれた大自然の中にあります。子どもたちのための青少年教育施設です。このすばらしい自然の中で、学校や家庭では得難い宿泊活動、野外活動、創作活動などの体験活動を通して、豊かな情操や社会性を養い、心身ともに健全な子どもたちの育成を図ることを目的としています。

## 4 沿 革

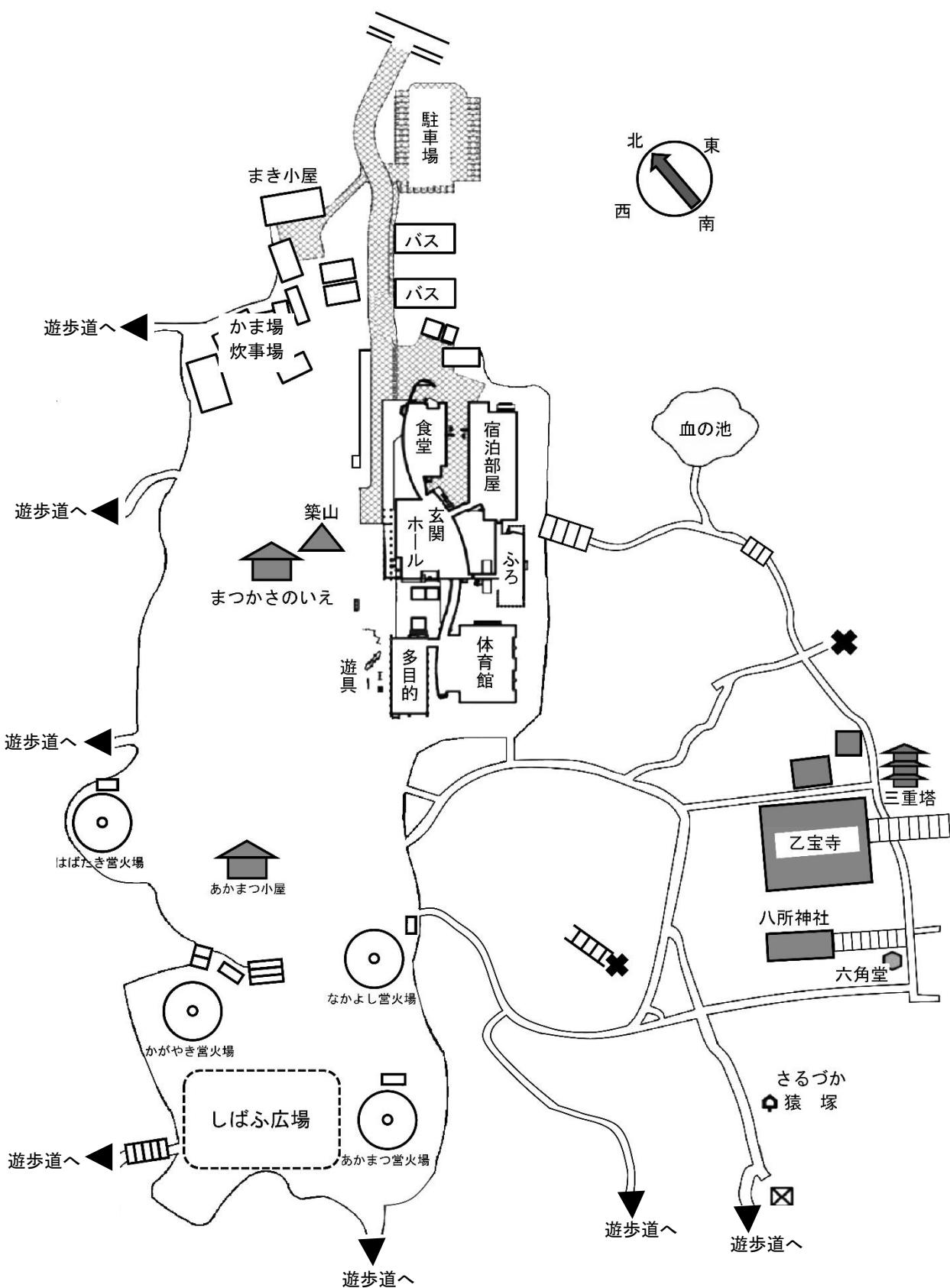
昭和	46. 3	第2次総合教育計画において、建設を計画
	8. 13	新潟県少年自然の家建設準備委員会発足
	47. 2. 22	建設地北蒲原郡中条町乙に決定
	9. 29	起工式挙行
	6. 20	新潟県知事と中条町長との間に土地使用貸借契約締結
	48. 8. 1	新潟県少年自然の家開所 " 条例施行
	8. 21	開所式挙行
	9. 1	公用開始
	49. 7. 19	テント泊利用開始
	53. 2. 1	少年自然の家所報「あかまつ」創刊号発刊
	56. 2. 27	新しい活動内容「スキー」新規実施
	57. 5. 1	新しい活動内容「海洋スポーツ」新規実施
	58. 8. 21	開所10周年記念式典実施
	61. 11. 13	新潟県少年自然の家後援会発足
平成	62. 3. 10	少年自然の家「後援会報」創刊号発刊
	62. 8. 30	開所以来延べ利用人数50万人達成する
	2. 5. 28	海洋スポーツ等の送迎にマイクロバスを導入
	3. 4. 12	乙中学校生徒による奉仕活動実施（松葉かき、以後毎年実施）
	5. 10. 17	創立20周年記念式典挙行 20周年記念事業 ・施設、設備の充実 海洋スポーツ用施設設備（カヌー30艇、艇庫の建設） 野外調理場、アスレチックなど増設 大型バス1台、バス車庫整備など ・記念式典、記念誌の発行
	6. 3. 29	カヌー艇庫完成
	12. 8. 2	日本ボート・イスカウト日本海大会開催
	14. 6. 13	延べ利用人数100万人達成、記念式典挙行、記念植樹
	16. 12. 26	全宿泊室を木製ベッドに改修
	16. 5. 25	野外食事用テーブル・椅子新設（10組）
令和	19. 1. 20	玄関前大看板設置（2カ所）
	23. 10. 6	宿泊棟二階エアコン設置
	24. 5. 18	宿泊棟一階エアコン設置
	26. 7～27. 3	建造物耐震診断施工（業務委託）
	27. 9. 25	少年自然の家の建て替えについて報道発表
	28. 2～	新施設建て替えの基本設計開始
	28. 12. 20	新規プログラム「スノーシュ一体験」開始
	29. 3. 24	救助艇（レスキューポート）、船外機の新規配備
	29. 7. 4	延べ利用人数150万人達成、記念式典挙行、記念植樹
	30. 3. 13	野外活動支援棟竣工
	31. 3	新施設竣工
	31. 4. 13	新潟県少年自然の家開所式典挙行
	3. 7. 5	芝生広場オーブン
	3. 7. 7	延べ利用人数160万人達成、記念式典挙行、記念植樹
	5. 10. 21	創立50周年記念式典挙行 ・記念式典　・記念植樹

## 5 施設概要

(1) 敷地面積	施設及び周辺 カヌー艇庫 遊歩道 芝生広場	134,911.00 m <sup>2</sup> (胎内市から借用) 583.20 m <sup>2</sup> ("") 5,064.00 m <sup>2</sup> (下越森林管理署から借用) 3,500 m <sup>2</sup>
(2) 建物面積	本館棟 野外活動支援棟	6,244.94 m <sup>2</sup> (延床面積) 377.00 m <sup>2</sup> ("")
(3) 収容宿泊人員	宿泊棟	296人

## 6 施設設備

種別	施 設	付 属 設 備 等
建 物	【管理棟】 1階 静養室 地域連携室 2階 大研修室(200名) 小研修室×3室(各50名)	※各階に多機能トイレあり ベッド2台 ホワイトボード ホワイトボード、マイク、プロジェクター ホワイトボード
	【宿泊棟】 1階 8人用 16室 20人用(36畳) 1室 リーダー室(8畳) 2室 多機能宿泊室 1室 2階 8人用 16室 20人用(36畳) 1室 リーダー室(8畳) 2室 控室 1室	2段ベッド — — バス、トイレ 2段ベッド — — 机・椅子
	【食堂棟】 1階 食堂(186席) 2階 和室研修室(18畳) 活動室(40名)	— 長机、座布団
	【浴室棟】 1階 男性用 大・小浴室各1 女性用 大・小浴室各1 屋上 星空テラス	— — 望遠鏡、双眼鏡
	【体育館】 ※更衣室、シャワー室あり	バスケットボール1面、バレーボール1面、バドミントン3面、ソフトテニス1面
	【多目的ホール】 ※活動スペース約330m <sup>2</sup>	ホワイトボード、マイク
	【カヌー艇庫】	カヌー35艇、救助艇(6人乗) レスキューボート、船外機
	【野外活動支援棟(まつかさのいえ)】 1階 瓦敷き土間 2階 研修室×2室 収容各60名	※トイレは1階 — ホワイトボード
	駐車場 営火場 野外炊さん場(屋根付き)	大型バス用6台、小型乗用車用60台 なかよし営火場、はばたき営火場 かま36基、蛇口60口、野外炊さん用具
屋 外	遊歩道 芝生広場	オリエンテーリング用ポスト
そ の 他	テント(10人用×5張、6人用×20張) 釣り道具、グラウンドゴルフ道具、スキー(80台)、スノーシュー(80足) 利用者送迎用バス(32人乗り 1台)	



## II 運 営 の 概 要



### 1 運営方針

#### (1) 新潟県少年自然の家の役割

新潟県少年自然の家は、豊かな自然環境の中で、学校や家庭、地域では得難い自然体験や集団宿泊体験等をとおして、自然に親しむ心や畏敬の念を育て、豊かな情操や社会性・自主性を培い、心身ともに健全な子供の育成を図る青少年教育施設である。同時に、県民誰もが集い研修を深めることができる生涯学習推進の拠点施設である。

#### (2) 基本方針

##### ①豊かな体験活動の提供

胎内市乙地区を中心とした教育資源を生かし、野外活動・海洋スポーツ・集団共同生活・宿泊体験・創作活動・ボランティア活動等の自然体験を中心とした豊かな体験活動を多くの県民に提供する。

##### ②県の青少年教育の推進

県の教育課題解決を目指す事業や県民のニーズに対応する事業を企画実施するとともに、「実践・研究・発信・普及の場」として指導者養成や活動支援、学校への情報提供等、青少年教育の推進役を担う。

##### ③地域や青少年教育施設との連携強化

地域との関わりを密にし、地域に開かれた施設を目指すとともに、県内の青少年教育施設や国の施設等との連携を積極的に進める。

また、胎内市に所在する施設として、胎内市教育委員会や胎内型ツーリズムとの連携を図り、プログラムにも反映させる。

##### ④利用対象者の範囲の拡大及び運営の効率化

幼児から高齢者まで、老若男女を問わず研修できる施設である。今後も一層の利用者増に向けた取組を行うとともに、効率的な運営に努める。

#### (3) 努力事項

##### ①安全に安心して活動できる指導の工夫・改善

安全な体験活動を提供するために、活動支援ボランティア等の発掘・育成に努め、指導体制の強化を図る。すべての活動において、実習者の能力以上の過度な活動にならないよう指導の方法や内容に配慮する。特に、カヌー活動においては、隨時、マニュアルを見直すとともに、救助艇の操縦訓練や救助訓練を実施し、関係機関と連携を図りながら活動の評価、改善を行う。

##### ②安全で快適な施設の維持・管理

多様な利用者が健康で快適に体験活動や研修等ができるよう、施設の点検・管理を励行し、安全で清潔・衛生的であるとともに、教育的な環境の構成・整備・保持に努める。広大な敷地を有することから、隨時、後援会や近隣小中学校等との連携・協力した環境整備が欠かせない。

### ③主催事業と県の教育課題解決に向けた調査・研究の充実

主催事業が参加者のニーズや今日的な課題に対応したプログラムになっているかどうか、常に検討し、改善を繰り返す。

また、学習指導要領や県の教育振興基本計画に基づき多様な活動計画を提案するとともに、主催事業や協力校との調査・研究によって体験活動の教育的意義を実証し、公表していく。

### ④秋・冬期間の利用者増につながる取組の推進

乙宝寺や胎内スキー場との連携、スノーシューを使用したプログラム等、魅力的な活動プログラムの開発を進める。



### ⑤利用団体に寄り添った支援

「利用の手引き」や「とらのまき（活動プログラム集）」、ホームページ、SNS等で情報を正しく、分かりやすく伝える。団体が計画を作成する際には、適切な情報を提供し、相談に応じるなど、積極的に支援する。

### ⑥積極的な情報発信

ホームページやSNSを利用した広報活動等、積極的な情報発信に努める。学校利用に偏ることなく、秋から冬期間により多くの団体が利用するよう、幼稚園や保育園、地域子ども会、スポーツ団体、民間企業等、広範囲への情報提供を継続する。

### ⑦地域との緊密な連携

胎内市との連携を密に取り、地域の教育資源を活用するとともに、地域に愛される施設となるよう施設の機能や職員の知見等を地域に還元する。

さらに、NPO法人や総合型地域スポーツクラブ、民間企業との連携を模索しながら、県民ニーズに広く応えられるように努める。

### ⑧指定管理者制度導入への円滑な移行

開所以来、半世紀以上にわたり県民に愛される歴史と伝統ある青少年教育施設である。管理運営体制が変更となつても、その歩みを未来へつなげいかなければならない。現体制での効果的・効率的な業務遂行を資料にまとめ、余裕のあるスケジュールで丁寧に引継ぎを進める。



## **(4) 業務実施上の心構え**

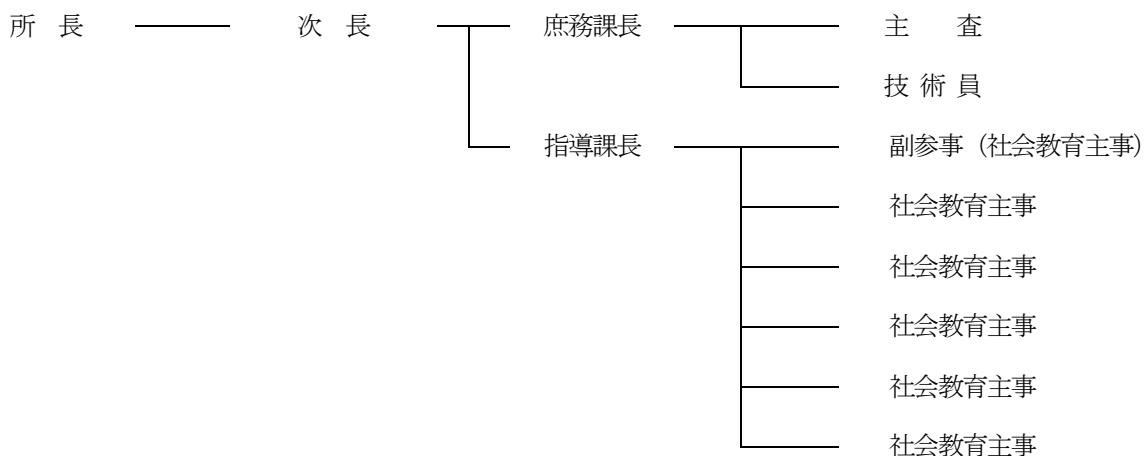
- 挨拶を励行し、「笑顔と誠意」で応対する。
- チャレンジングな企画で、新しい感覚やアイデアを積極的に盛り込む。
- 施設・設備の点検を日常的に行うとともに、様々な事態の発生を想定して事前準備を入念に行う。
- 指導課職員は、社会教育・青少年教育の専門職員であることを自覚し、職務の遂行に当たる
- 自らの専門性を一層向上させるため積極的に研修する。
- 職員相互の気付きを尊重し合うとともに、高め合う職場風土の醸成を図る。
- 施設間連携に努め、積極的な情報交換と協力体制の構築に努める。

## 2 職員の状況

### (1) 職員

2024年4月1日現在

区分	所長	次長	庶務課長	指導課長	副参事 社会教育主事	社会教育事 主	主査	技術員	合計
人数	1	1	(1)	1	1	5	1	1	11



### (2) 事務分掌

#### ア 庶務課

- (ア) 課の総括に関する事項
- (イ) 職員の人事及び給与に関する事項
- (ウ) 公印及び文書並びに連絡に関する事項
- (エ) 配当予算の経理に関する事項
- (オ) 施設及び設備等の維持管理に関する事項
- (カ) 公用自動車の運転及び維持管理に関する事項

#### イ 指導課

- (ア) 課の総括に関する事項
- (イ) 主催事業に関する事項
- (ウ) 受け入れに関する事項
- (エ) 日常的業務に関する事項
- (オ) 広報に関する事項
- (カ) 職員の勤務及び研修
- (キ) 調査及び統計
- (ク) 施設、設備、備品等の管理
- (ケ) 渉外に関する事項

# 令和6(2024)年度 新潟県少年自然の家 主催事業一覧(予定)



主催事業名		令和6年度		ねらい・内容	募集人数・期間	会場
利用団体 引率指導者研修会	1	4月25日(木)	一日 午後	午前：野外炊さんや野外館内ゲーム、キャンプファイヤー等、主要な活動について研修します。（希望参加）  午後：カヌー活動研修（希望する団体のみ）、同日利用の団体とプログラムの作成・調整を行います。（原則参加） ※5月24日～10月8日利用の団体が対象	5月24日～6月23日に利用する団体  6月24日～7月21日に利用する団体  7月22日～9月8日に利用する団体  9月9日～10月8日に利用する団体	新潟県 少年自然の家
	2	5月14日(火)				
	3	5月16日(木)				
	4	6月24日(月)				
プログラム体験会		6月 1日(土)	日 帰り	自然の家のプログラム活動の1つである野外炊さんとカヌー活動を体験します。	高校生以上 *体験活動に興味のある方 30名(先着順)	新潟県 少年自然の家 カヌー艇庫
チャレンジわんぱく		1月25日(土) 26日(日)	一泊	自然体験や共同生活体験を通して、積極的に活動する態度を育みます。 参加者同士で協働することの大切さを学びます。 ワインタースポーツ・雪遊び 等	県内 小学4～6年生 (50名程度)	新潟県 少年自然の家 他
つながろう!五頭・胎内 チャレンジキャンプ		9月14日(土)～ 16日(月)	二泊	自然体験や共同生活体験を通して、積極的に活動する態度を育みます。 参加者同士で協働することの大切さを学びます。 カヌー・野外活動 等	県内 小学4～6年生 (50名程度)	新潟県 少年自然の家 カヌー艇庫 五頭連峰 少年自然の家
自然・ふれあい! 家族のつどい	1	12月 7日(土) 8日(日)	一泊	季節に応じた新潟県少年自然の家のプログラムを家族で楽しめ、絆を深めます。	家族30組程度 (80名程度)	新潟県 少年自然の家
	2	2月 8日(土) 9日(日)	一泊			
家族で カヌーに親しう	1	8月 3日(土) 午前の部・午後の部	日 帰り	カヌー活動を通じ、家族で水上スポーツの楽しさを体感します。 ※小学生の体験は4年生以上です。	各部(4回)とも 小学4年生以上の 家族参加 30名程度	新潟県 少年自然の家 カヌー艇庫
	2	8月 4日(日) 午前の部・午後の部				
一緒に泊まり キャンプinたいない	1	10月26日(土) 27日(日)	一泊	自然体験活動や異年齢集団による生活体験活動を通して、体験活動の楽しさや集団生活のルールを学びます。	園児(年中・年長)30名と その保護者合計70名程度 ※園児の兄姉(小学校2年生まで)の参加も可能	新潟県 少年自然の家
	2	11月 2日(土) 3日(日)	一泊			
はつらつ体験塾	ミニ	5月11日(土)	日 帰り	不登校・不登校傾向にある児童生徒に、自然体験活動や宿泊体験を通じて集団への適応性や人間関係作りの資質を高められるよう、自立を支援します。  『キャンプについて』 下記の3つのキャンプがあります。  ①ミニキャンプ 日帰りの日程で気軽に参加できます。大人(保護者や担任の先生、適応指導教室の先生等)も一緒に参加することができます。  ②FC(フレンドリーキャンプ) 参加者が人間関係を結んだり、深めたりできるようなプログラム内容で活動します。  ③CC(チャレンジキャンプ) 参加者が自主性・積極性を高められるようなプログラム内容で活動します。	『ミニキャンプ』 県内小中学生 20名程度+大人	新潟県 少年自然の家
	FC	6月15日(土) 16日(日)	一泊			
	CC	7月13日(土) 14日(日)	一泊			
	ミニ 五頭	8月25日(日)	日 帰り			
	ミニ 妙高	9月22日(日)	日 帰り		『FC・CC』 県内小中学生 30名程度	五頭連峰 少年自然の家  国立妙高 青少年自然の家
	ミニ	11月16日(土)	日 帰り			
	FC	12月14日(土) 15日(日)	一泊			
	CC	1月18日(土) 19日(日)	一泊			
自然の家でキャンプ	5月3日(金)～ 6日(月)		任意	キャンプ初心者からキャンプ愛好家まで、自然の家をキャンプサイトとして開放することで、施設の魅力や自然体験のよさを実感する機会を提供します。	1日あたり 20組60名程度	新潟県 少年自然の家
	10月12日(土)～ 14日(月)					
国際交流キャンプ		10月 5日(土) 6日(日)	一泊	新潟県内の留学生と中高校生が、異なる文化、習慣、言葉をもつ留学生と出会い、触れ合い、様々な体験をすることで、互いに理解を深めます。	県内の留学生及び中高生 50名程度	新潟県 少年自然の家
所長杯 グラウンド・ゴルフ大会		HPにて開催日掲載	日 帰り	グラウンド・ゴルフを通じて、参加者の健康増進を図り、親睦を深めます。	60名程度	新潟県 少年自然の家
自然の家職員が 出前指導します!		6～9月を除く随時(地域は 下越・新潟地区)		幅広い年代を対象としたレクリエーション指導のほか、中学生等のリーダーシップ研修としての依頼も大歓迎です。		

### III 施設の利用

#### 1 利用にあたって

##### (1) 利用できる人たち

- ア 幼児、児童、生徒、学生
- イ 青少年団体の団員
- ウ 教員
- エ 子ども会等青少年団体の指導者
- オ 社会教育における青少年の指導者
- カ 青少年の厚生、福祉、補導、教護等の従事者
- キ 少年自然の家が主催する事業に参加する者
- ク そのほか、所長が適当と認めた者

##### (2) 休 所 日

- ア 年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)
- イ 少年自然の家所長が必要と認めた日

##### (3) 必要経費

- ア 令和2年度から施設使用料、宿泊料がかかることになりました。
  - \*令和6年4月1日より施設使用料、宿泊料の改定
- <使用料一覧>

			使用料
使 用 料	宿泊室 ※1人1泊につき	学齢に達しない者	680円
		小学生及び中学生	680円
		高校生等	680円
		その他	1,600円
	体育館	午前	1,010円
		午後	1,350円
		夜間	1,010円
		全日	2,600円
	多目的ホール	午前	650円
		午後	870円
		夜間	650円
		全日	1,670円
	大研修室	午前	660円
		午後	870円
		夜間	660円
		全日	1,680円
	中研修室	午前	450円
		午後	590円
		夜間	450円
		全日	1,140円
	小研修室	午前	320円
		午後	430円
		夜間	320円
		全日	820円
	和室研修室	午前	580円
		午後	770円
		夜間	580円
		全日	1,480円
	工作室	午前	680円
		午後	900円
		夜間	680円
		全日	1,730円

野外活動支援棟研修室	午前	320円
	午後	430円
	夜間	320円
	全日	820円
キャンプ場	学齢に達しない者	220円
	小学生及び中学生	220円
	高校生等	220円
	その他	360円
常設テント		1,720円

1) 使用料について

- ①使用料は、送付される「納入通知書」に記載されている納期限までに金融機関（郵便局を除く。）で納付してください。
- ②使用料は原則前納です。
- ③使用内容の変更、取消しは、使用とする日の15日前までに少年自然の家に連絡してください。
- ④使用料は、還付しません。ただし、所長が使用者の責めに帰することができない理由により少年自然の家を使用することができなかったと認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができます。
- ⑤日帰りで使用する場合の使用時間は、午前9時から午後5時までです。

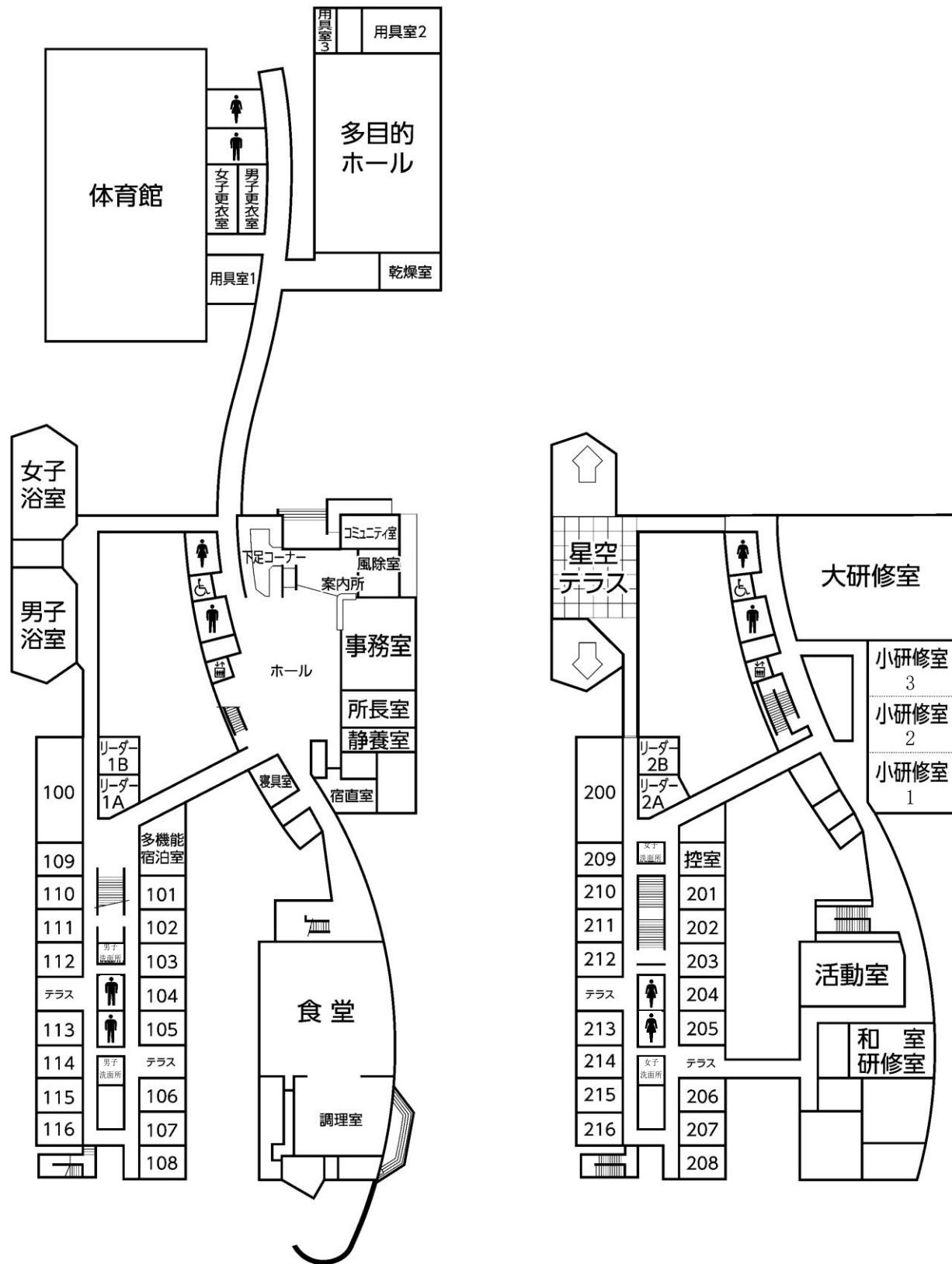
2) 次の場合は、使用料の全部が免除されます。

- ①幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校が教育課程に基づく教育活動のために使用する場合
- ②少年自然の家が主催する事業に使用する場合
- ③その他教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- イ 食費・活動材料・寝具クリーニング料等は経費がかかります。
- ウ 他の活動に必要な経費は利用者の負担となります。

## 2 施設案内

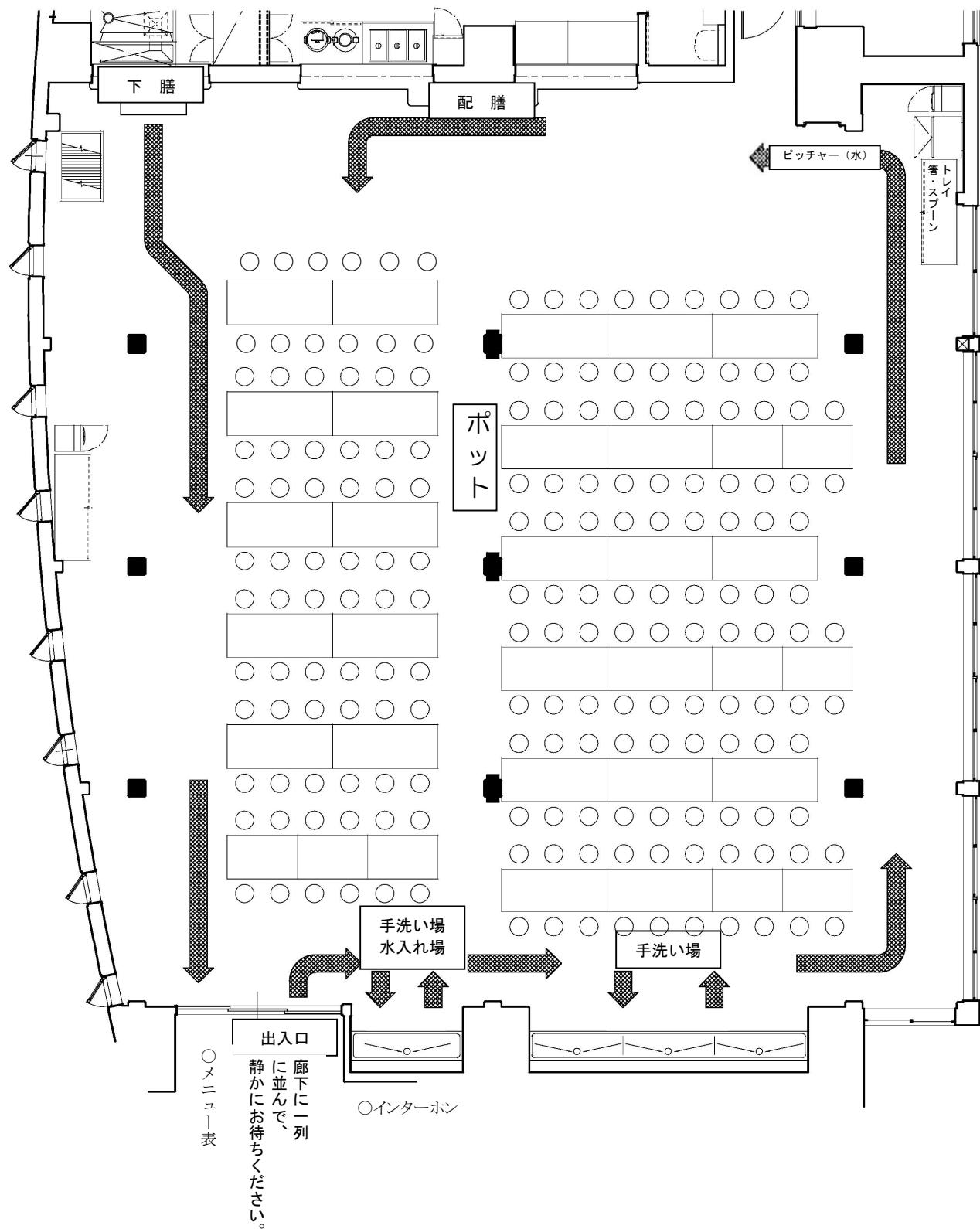
### 施設案内図



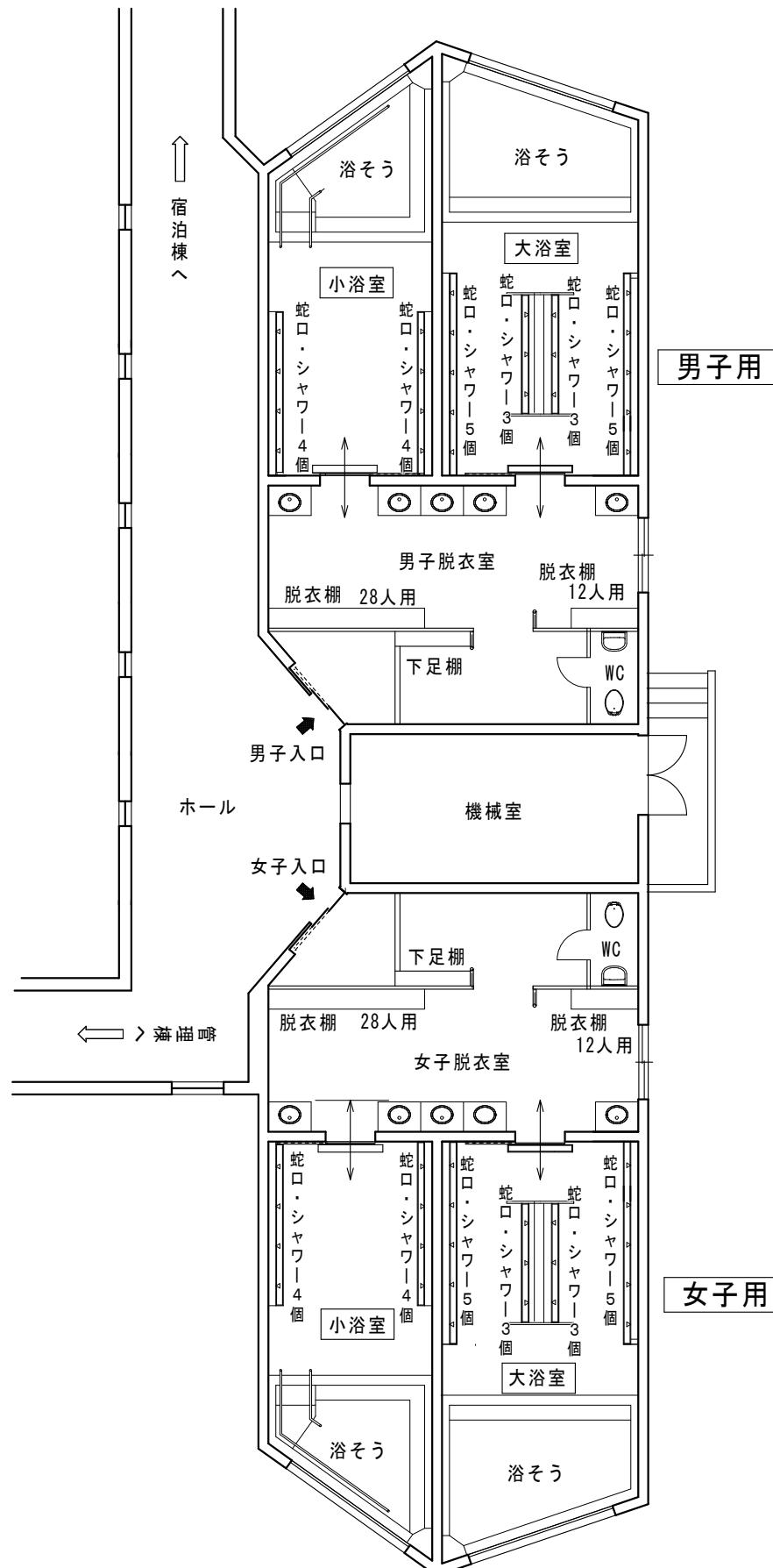
1 階

2 階

# 食堂・食卓見取図



# 浴室見取図



○原則的に大浴室のみ(人数によっては小浴室のみ)の御利用となります。宿泊者数が少ない場合、いずれかの一方の浴室のみの利用となる場合があります。その場合、男女入替制で御案内します。逆に人数が多い場合は大小浴室とも御利用いただく場合もあります。

○施設にドライヤーはありません。持込んでの使用は可能ですが、浴室の脱衣所でのみの(宿泊棟では使用できません)使用になります。

1度に4つしか使えません。それ以上使うとブレーカーが落ちてしまいます。

### 3 基本生活時間

(1) 基本生活時間　～決められた時間を守って生活しましょう～

※ 22:00 以降の活動はご遠慮ください。

基本時間	活動等	参考事項
6:00	起床	・原則、起床時間以前の活動はできません。
6:50	朝のつどい 宿泊室の清掃・荷物移動	・朝のつどいは省いてもかまいません。 ・荷物は指定された場所に移動してください。
7:30	朝食（食堂の場合）	団体の人数が多い場合や複数の団体が利用する場合は、食堂の座席数が限られているため食事時間を調整します。
8:40	宿泊室の点検	引率者は、点検のできる状態にして、事務室に連絡してください。部屋ごとに立ち会いが必要です。
9:00	活動 1	11:30 以降に寝具を取りに行ってください。 <u>※宿泊室への入室は11:30からとなります。</u>
12:00	昼食（食堂の場合）	朝食時と同様です。
13:00	活動 2	
16:50	タベのつどい	タベのつどいは省いてもかまいません。
17:30	夕食（食堂の場合）	朝食時と同様です。
19:30 ～ 21:00	入浴 活動 3	・浴室利用可能時間は18:30～21:30になります。 ・引率者は、21:30～22:00に入浴可能です。 ・使用時間は団体間で調整してください。
21:30	就寝	他団体の迷惑にならないように巡回指導を行ってください。
22:00	消灯	

(2) 食堂の利用について

ア 座席数は186席です。利用者が186人を超える場合は、食事の開始時刻を調整します。また、複数団体が使用する場合は、団体間で調整します。

イ セルフサービスです。

ウ 食べ終わったらテーブルごとに食器や残飯をまとめ、カウンターに返してください。テーブルの上を拭いてください。

エ 製氷機内の氷は、引率指導者が付き添いながら配るなど各利用団体の責任のもとご利用ください。

(3) 浴室の利用について

ア 入浴時間は、18:30～21:30 です。

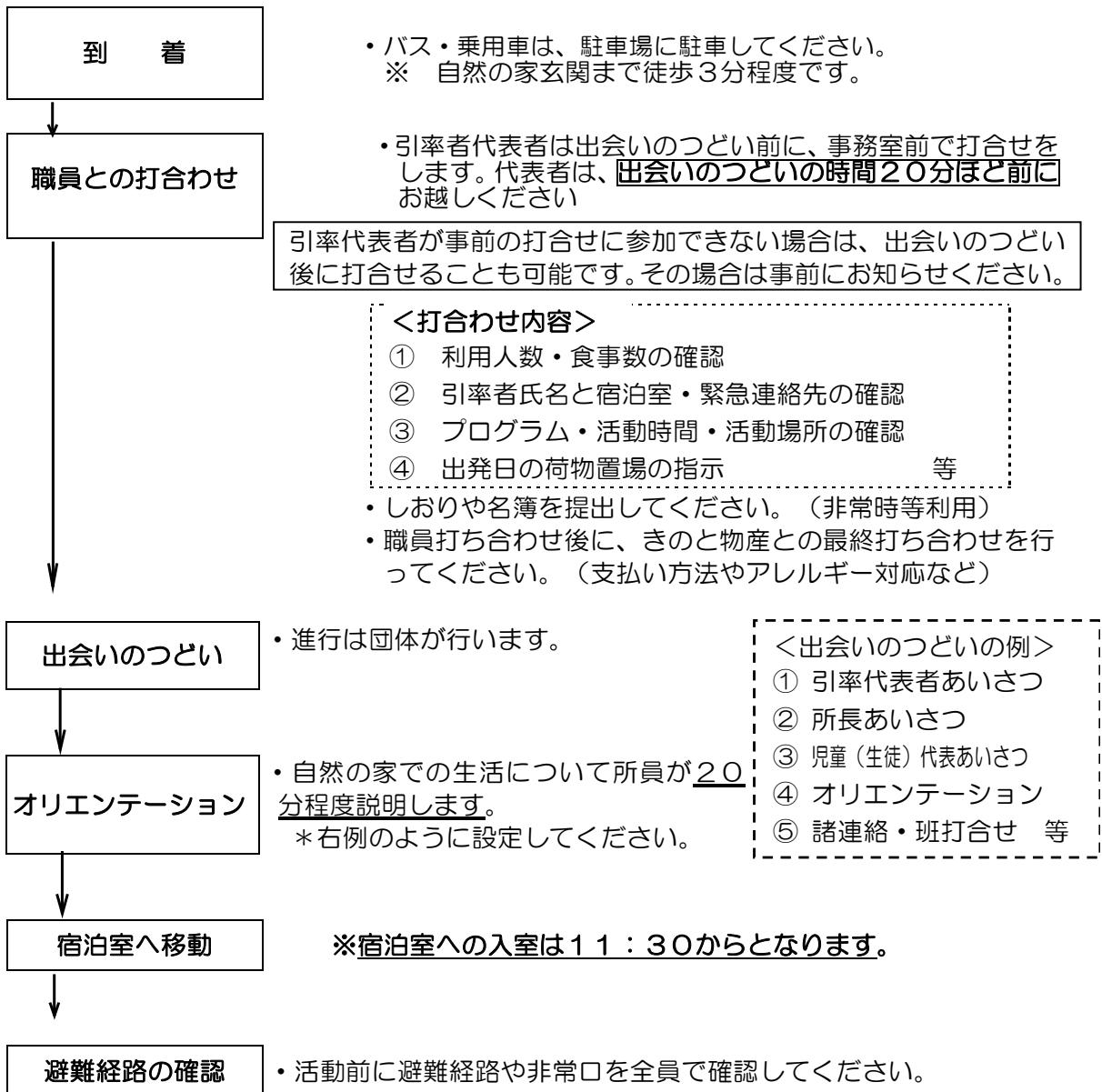
イ 複数団体の利用の場合は、団体同士で入浴時間を調整してください。

ウ 石けんやシャンプー等は備え付けられていませんので持参してください。

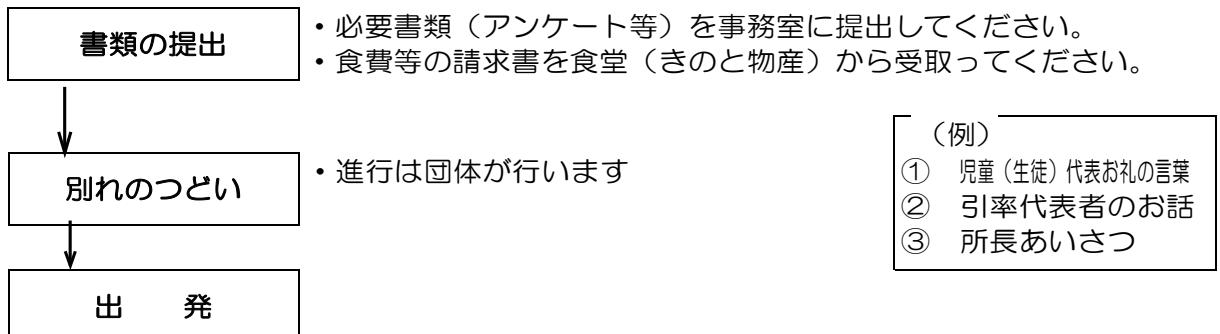
エ 腰かけやふろおけは、最後に使用した団体が積み重ねて整とんしてください。

オ 施設にドライヤーはありません。持込んでの使用は可能です。ただし、浴室の脱衣所でのみの使用(※宿泊棟では使用できません)となります。男女とも1度に4つまでしか使用できません。

(4) 到着したら



(5) 出発する前に



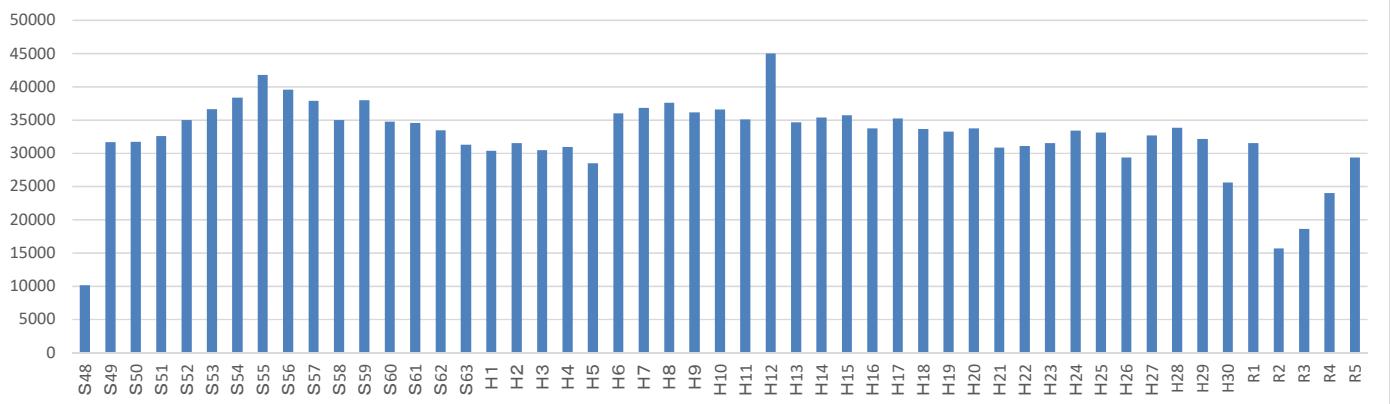
IV 施設の利用状況  
1 利用状況

年度	開所日数	利用日数	年度別利用状況						宿泊日数別団体数内訳(団体数)				実利用団体別の人員の内訳(人数)※令和元年の新施設により区分変更												
			団体数	実利用人員	延宿泊人員	延利用人員	一団体平均利用人員	一日平均延利用人員	利用率	日帰り	1泊2日	2泊3日	3泊以上	幼稚園保育園	小学校義務教育学校	中学校中等(前期)	高等学校中等(後期)	学生青少年	少年団体	青少年指導者等(事前打合せを含)	主催事業	企業研修等の社会人	その他	指導者(平成6年まで)	事前打合せ(平成7年から)
48.9	168	87	80	5,308	4,832	10,140	66.4	60.4	30.2	19	47	14	0		1,450	1,542			1,664		109		0	543	
49	297	201	203	16,019	15,655	31,674	78.9	106.6	53.3	34	135	30	4		6,132	3,697			4,248		424		816	702	
50	314	193	195	14,727	17,025	31,752	75.5	101.1	50.6	12	147	35	1		6,291	3,601			3,579		346		463	447	
51	321	196	189	15,418	17,178	32,596	81.6	101.5	50.8	16	140	31	2		5,293	3,657			5,371		384		423	290	
52	321	191	213	16,918	18,101	35,019	79.4	109.1	54.5	19	163	30	1		5,532	2,366			7,231		356		551	882	
53	319	190	211	17,632	19,000	36,632	83.6	114.8	57.4	22	158	30	1		5,429	2,845			7,199		443		975	741	
54	318	202	213	18,580	19,798	38,378	87.2	120.7	60.3	19	163	31	0		7,607	3,811			5,214		591		1,077	280	
55	317	209	220	20,040	21,769	41,809	91.1	131.9	65.9	25	167	26	2		8,379	4,210			4,806		660		1,744	241	
56	318	208	215	19,047	20,531	39,578	88.6	124.5	62.2	19	167	26	3		8,822	2,613			4,330		565		2,317	400	
57	307	202	189	17,646	20,283	37,929	93.4	123.5	61.8	12	146	27	4		8,302	3,342			3,838		483		1,477	204	
58	310	202	195	16,433	18,550	34,983	84.3	112.8	56.4	10	155	27	3		7,846	3,504			3,466		447		945	225	
59	313	202	180	17,008	20,990	37,998	94.5	121.4	60.7	6	144	22	8		8,242	3,731			3,609		582		643	201	
60	313	207	177	15,255	19,503	34,758	86.2	111.0	55.5	9	140	18	10		7,489	3,264			3,410		551		382	159	
61	309	228	196	16,377	18,207	34,584	83.6	111.9	56.0	47	131	11	7		8,085	3,305			3,129		580		991	287	
62	306	233	231	15,746	17,720	33,466	68.2	109.4	54.7	85	121	16	9		8,212	2,727			2,784		627		1,129	267	
63	305	227	232	15,637	15,653	31,290	67.4	102.6	51.3	91	121	12	8		6,847	2,991			3,333		596		1,637	233	
平成元	303	226	262	15,169	15,188	30,357	57.9	100.2	50.1	118	124	12	8		6,195	3,236			3,011		878		1,542	307	
平成2	306	254	330	16,345	15,158	31,503	49.5	103.0	51.5	187	120	13	10		6,449	3,493			3,304		809		1,856	434	
平成3	302	236	321	15,649	14,829	30,478	48.8	100.9	50.5	183	118	12	8		6,338	3,703			2,673		862		1,685	388	
平成4	303	249	382	15,806	15,160	30,966	41.4	102.2	51.1	227	130	15	10		6,039	3,190			2,452		973		2,726	426	
平成5	306	263	426	15,601	12,911	28,512	36.6	93.2	46.6	268	128	21	9		5,564	2,795			2,458		947		3,467	370	
平成6	311	273	500	19,972	16,059	36,031	39.9	115.8	57.9	301	164	19	16		5,389	3,603			5,501		947		4,032	500	
平成7	313	259	329	20,944	15,868	36,812	63.7	117.6	58.8	131	167	19	12		4,975	4,258			5,433		923		4,905	450	
平成8	336	249	386	21,585	15,987	37,572	55.9	111.8	55.9	165	186	26	9		5,448	3,905			5,480		856		5,370	526	
平成9	339	282	382	20,906	15,287	36,193	54.7	106.8	53.4	165	180	25	12		5,414	4,112			5,685		1038		4,275	382	
平成10	340	276	382	21,114	15,529	36,611	55.2	107.7	53.8	171	174	26	11		5,685	3,778			5,267		1019		5,027	338	
平成11	337	243	366	21,063	14,008	35,090	57.6	103.3	51.6	169	159	26	12		5,736	4,224			5,201		962		4,695	245	
平成12	337	243	390	23,741	21,285	45,026	60.9	133.6	66.8	161	198	21	10		8,517	3,973			3,590		1094		6,254	313	
平成13	338	264	343	19,862	14,792	34,654	57.9	102.5	51.3	135	185	16	7		7,090	3,122			2,824		996		5,597	233	
平成14	339	265	354	20,800	14,594	35,394	58.8	104.4	52.2	152	167	25	10		7,144	2,844			2,534		1,252		6,735	291	
平成15	341	259	374	22,763	12,995	35,758	60.9	104.9	52.4	186	162	18	8		7,402	2,950			3,255		1,075		7,856	225	
平成16	341	277	364	21,481	12,272	33,753	59.0	99.0	49.5	176	161	20	7		6,775	3,108			2,719		1,061		7,650	168	
平成17	338	281	363	22,825	12,425	35,250	62.9	104.3	52.1	172	166	18	7		6,777	3,640			2,596		1,200		8,342	270	
平成18	342	265	354	22,199	11,446	33,652	62.7	98.4	49.2	164	171	14	5		7,286	3,470			2,227		1,067		7,726	423	
平成19	341	270	361	21,711	11,578	33,288	60.1	97.6	48.8	180	161	14	6		6,983	2,801			2,378		844		8,218	487	
平成20	339	270	391	22,660	10,930	33,756	58.0	99.6	49.8	201	177	9	5		7,465	3,255			2,222		776		8,636	306	
平成21	338	267	359	20,662	10,203	30,865	57.6	91.3	45.7	174	171	12	2		7,099	3,588			2,039		845		6,772	319	
平成22	339	275	377	20,899	10,209	31,108	55.4	91.8	45.9	190	179	7	1		6,789	3,165			1,771		862		7,981	331	
平成23	340	279	399	20,790	10,763	31,553	52.1	92.8	46.4	199	186	12	2		7,407	3,057			1,788		836		7,385	317	
平成24	338	291	430	21,725	11,676	33,401	50.5	98.8	49.4	233	180	15	2		7,381	3,289			1,970		993		7,782	310	
平成25	337	293	435	21,456	11,693	33,149	49.3	98.4	49.2	222	196	14	3		7,264	2,754			2,359		1,290		7,540	249	
平成26	335	280	431	19,746	9,626	29,372	45.8	87.7	43.8	239	179	12	1		6,707	2,750			2,198		1,478		6,469	144	
平成27	337	293	470	22,583	10,109	32,692	48.0	97.0	48.5	264	192	12	1		6,681	3,016			2,942		1,461		8,346	137	
平成28	343	306	458	23,260	10,591	33,851	50.8	98.7	49.3	255	195	7	1		7,729	3,441			2,183		1,267		8,448	192	
平成29	344	298	434	22,168	9,993	32,161	51.1	93.5	46.7	241	185	6	2		7,627	2,999			1,656		1,219		8,451	216	
平成30	344	266	343	16,775	8,834	25,609	48.9	74.4	37.2	165	169	6	3		7,102	2,718			1,686		1,202		3,849	218	
令和元	319	264	399	20,764	10,784	31,548	52.0	98.9	33.0	203	178	14	4		1,332	7,163	2,385	230	448	3,477	890	2,369	2,470		
令和2	298	208	233	10,881	4,799	15,680	46.7	52.6	17.5	152	79	1	1		807	6,119	357	399	0	995	370	492	1,342		
令和3	336	227	280	12,354	6,252	18,606	44.1	55																	

## (1) 開所以来延利用人数

S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60
10,140	31,674	31,752	32,596	35,019	36,632	38,378	41,809	39,578	37,929	34,983	37,998	34,758
S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
34,584	33,466	31,290	30,357	31,503	30,478	30,966	28,512	36,031	36,812	37,572	36,193	36,611
H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
35,090	45,026	34,654	35,394	35,758	33,753	35,250	33,652	33,288	33,756	30,865	31,108	31,553
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
33,401	33,149	29,372	32,692	33,851	32,161	25,609	31,548	15,680	18,606	24,052	29,392	

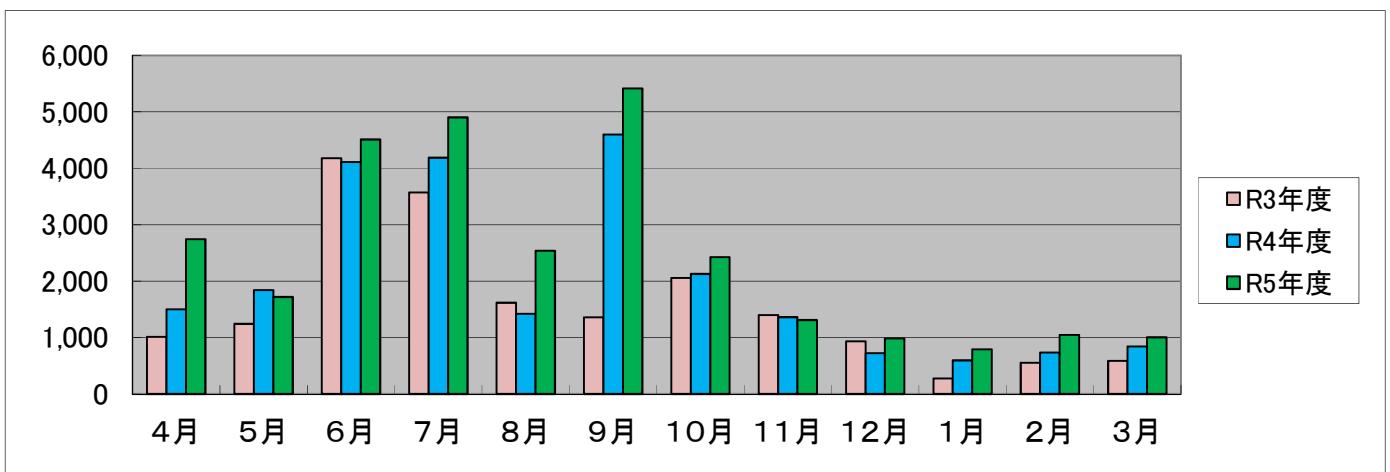
年度別延利用人数



昭和48年の開所～令和5年度の延べ利用人数 1,666,281人

## (2) 月別利用人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R3年度	1,011	1,243	4,180	3,569	1,619	1,356	2,055	1,401	932	278	553	586
R4年度	1,502	1,843	4,109	4,186	1,421	4,601	2,129	1,363	723	597	736	842
R5年度	2,743	1,721	4,511	4,903	2,541	5,416	2,426	1,310	982	791	1,045	1,003



### (3) カヌー活動状況

#### ①令和5年度

##### 団体種別利用状況

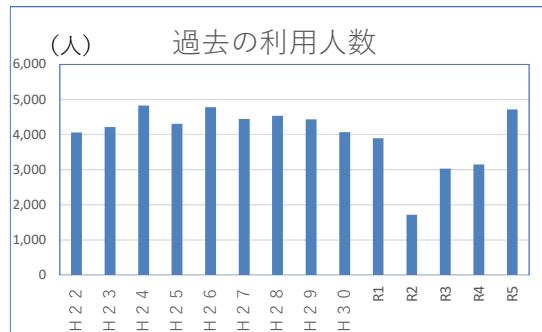
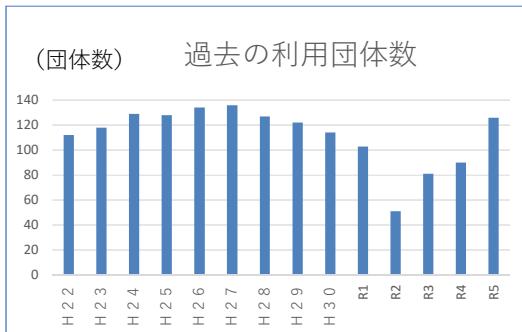
	申込	実施
小学校	101	94
中学校	7	7
少年団体	15	13
主催事業	11	10
その他	5	2
合 計	139	126

#### ②令和5年度 団体種別利用状況及び指導回数

	実施人数					バス運行回数		指導回数		
	小学校	中学校・高校	少年団体	主催事業	その他	市バス	家バス	市職	家職	カヌー雇用
5・6月	1,241	0	51	14	0	15	39	2	99	20
7月	954	70	98	129	62	23	34	3	105	5
8月	167	29	130	152	0	4	6	3	58	5
9・10月	1,516	70	33	6	0	29	48	2	116	17
合 計	3,878	169	312	301	62	71	127	10	378	47
利用者総計										
4,722										

#### ③過去の利用人数及び利用団体数

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用団体数	112	118	129	128	134	136	127	122	114	103	51	81	90	126
利用人数	4,063	4,219	4,829	4,306	4,783	4,439	4,536	4,437	4,074	3,900	1,720	3,037	3,144	4,722



### (4) カヌーの指導体制

#### ①近年の指導回数

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市職員	23	43	31	27	20	14	15	10	6	8	10	13	10	10
家職員	283	235	242	229	219	252	243	326	315	258	160	252	251	378
カヌー雇用		101	127	114	102	108	111	73	33	43	28	50	50	47

※1 胎内市からの応援について

○H20～22は週2回（6月～8月） ○H23は週3回（6月～9月）

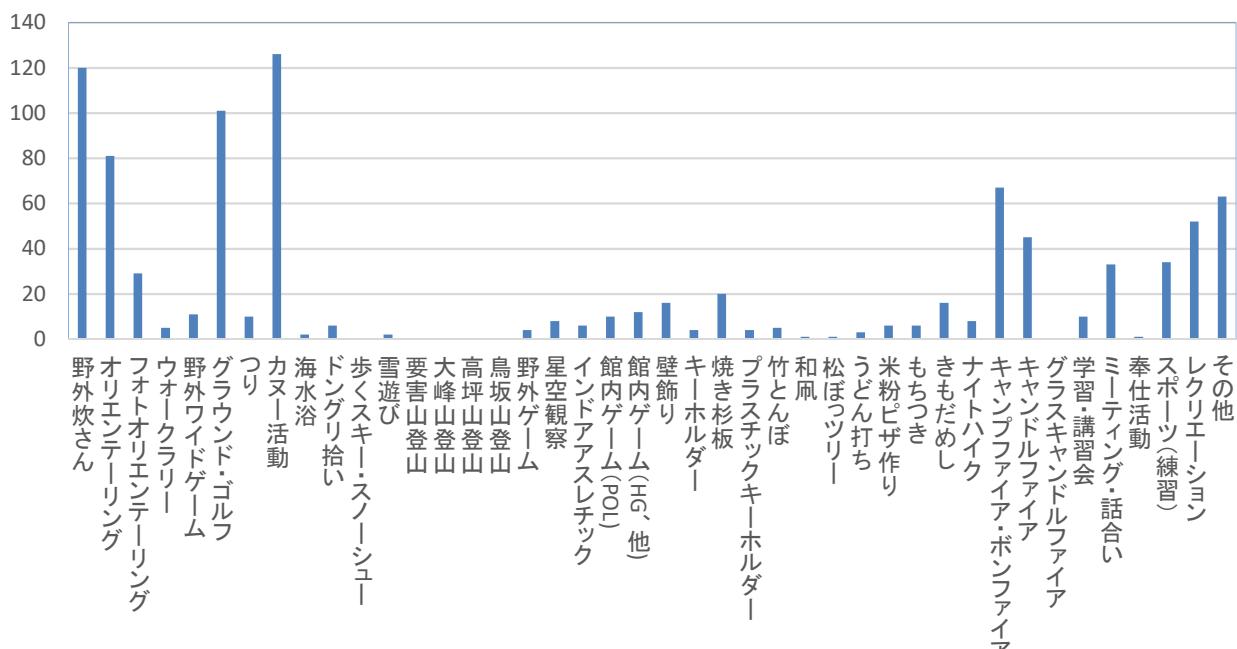
○H24～25は週2回（6月～9月） ○H26～R4は週1回（6月～9月）

○R5は職員1人3回程度（5月下旬～10月上旬）を目安

※2 家職員には、主催事業での技術員を含む。

(5) 令和5年度 活動内容

	活動項目	R5年度
1	野外炊さん	120
2	オリエンテーリング	81
3	フォトオリエンテーリング	29
4	ウォークラリー	5
5	野外ワイドゲーム	11
6	グラウンド・ゴルフ	101
7	つり	10
8	カヌー活動	126
9	海水浴	2
10	ドングリ拾い	6
11	歩くスキー・スノーシュー	0
12	雪遊び	2
13	要害山登山	0
14	大峰山登山	0
15	高坪山登山	0
16	鳥坂山登山	0
17	野外ゲーム	4
18	星空観察	8
19	インドアアスレチック	6
20	館内ゲーム (POL)	10
21	館内ゲーム (HG、他)	12
22	壁飾り	16
23	キー・ホルダー	4
24	焼き杉板	20
25	プラスチックキー・ホルダー	4
26	竹とんぼ	5
27	和風	1
28	松ぼっくり	1
29	うどん打ち	3
30	米粉ピザ作り	6
31	もちつき	6
32	きもだめし	16
33	ナイトハイク	8
34	キャンプファイア・ポンファイア	67
35	キャンドルファイア	45
36	グラスキャンドルファイア	0
37	学習・講習会	10
38	ミーティング・話合い	33
39	奉仕活動	1
40	スポーツ(練習)	34
41	レクリエーション	52
42	その他	63



## 2 令和5(2023)年度 主催事業実施状況



主催事業名		令和5年度		募集人数・期間	参加者数／申込数	ねらい・内容		
利用団体 引率指導者研修会	1	4月20日（木）	午後開催	5月23日～6月25日に利用する団体	35／40	プログラムの作成や団体間のプログラム調整のみを、午後開催で行います。希望する方は、食堂での昼食も行えます。	新潟県少年自然の家	
	2	5月16日（火）		6月26日～7月23日に利用する団体	44／47			
	3	5月18日（木）		7月24日～9月10日に利用する団体	35／43	※5月23日～10月10日利用団体引率者は原則参加		
	4	6月22日（木）		9月11日～10月13日に利用する団体	27／30			
プログラム体験会	1	6月4日（土）	日帰り	高校生以上であればどなたでも 計30名程度	16／17	自然の家で活動するプログラムを幅広く体験していただけ機会を提供する。また、今年度利用予定の団体責任者に体験していただき、利用日の活動に活かす体験会にする。	新潟県少年自然の家	
チャレンジわんぱく	1	7月22日（土） 23日（日）	一泊	県内 小学4～6年生 (全3回参加…35名 各回参加…35名)	53／67	自然体験や共同生活体験を通して、積極的に活動する態度を育みます。 参加者同士で協働することの大切さを学びます。 1：カヌー、野外活動 等 2：どんど焼き、スキー 等	新潟県少年自然の家 カヌー艇庫	
	2	1月27日（土） 28日（日）	一泊		41／60		新潟県少年自然の家 胎内スキー場	
自然・ふれあい！ 家族のつどい	1	12月2日（土） 3日（日）	一泊	家族25組 (70名程度)	41／84	季節に応じた新潟県少年自然の家のプログラムを家族で楽しみ、絆を深めます。	新潟県少年自然の家	
	2	2月10日（土） 11日（日）	一泊		65／70			
家族で カヌーに親しもう	1	8月5日（土） 午前の部・午後の部	日帰り	各部（4回）とも 小学4年生以上の 家族参加 30名程度	30／60 29／45	カヌー活動を通じ、家族で水上スポーツの楽しさを体感します。 ※小学生の体験は4年生以上です。	新潟県少年自然の家 カヌー艇庫	
	2	8月6日（日） 午前の部・午後の部			30／135 30／45			
一緒に泊まり キャンプinたいない	1	11月3日（金） 4日（土）	一泊	園児（年中・年長）30名とその保護者合計50名程度 ※園児の兄姉（小学校2年生まで）の参加も可能	42／236	自然体験活動や異年齢集団による生活体験活動を通して、体験活動の楽しさや集団生活のルールを学びます。	新潟県少年自然の家	
	2	3月16日（土） 17日（日）			44／146			
はつらつ体験塾	ミニ	5月14日（日）	日帰り	『ミニキャンプ』 県内小中学生 20名程度十大人  『FC・CC』 県内小中学生 30名程度	26／26	不登校・不登校傾向にある児童生徒に、自然体験活動や宿泊体験を通じて集団への適応性や人間関係作りの資質を高められるよう、自立を支援します。  《キャンプについて》 下記の3つのキャンプがあります。  ①ミニキャンプ 日帰りの日程で気軽に参加できます。大人（保護者や担任の先生、適応指導教室の先生等）も一緒に参加することができます。  ②FC（フレンドリーキャンプ） 参加者が人間関係を結んだり、深めたりできるようなプログラム内容で活動します。  ③CC（チャレンジキャンプ） 参加者が自主性・積極性を高められるようなプログラム内容で活動します。	新潟県少年自然の家 国立妙高青少年自然の家 田上町YOU遊ランド 新潟県少年自然の家	
	FC	6月17日（土） 18日（日）	一泊		21／25			
	CC	7月15日（土） 16日（日）	一泊		23／32			
	ミニ 妙高	8月26日（土）	日帰り		9／10			
	ミニ 田上	9月24日（日）	日帰り		26／30			
	ミニ	11月10日（金）	日帰り		16／19			
	FC	12月16日（土） 17日（日）	一泊		22／25			
	CC	1月20日（土） 21日（日）	一泊		17／17			
ハートフル ドリームキャンプ		9月30日（土） 10月1日（日）	一泊	25家族50名程度	28／40	多忙のため、親子で活動する機会の少ない、ひとり親家庭に自然体験活動や創作活動を楽しむ機会を提供します。	新潟県少年自然の家	
大人のアウトドア体験教室		HPにて開催日掲載	日帰り	成人（高校生を含む）35名	・キャンプ ・トレイルラン ・たき火 合計 172名	少年自然の家にある自然の中で活動することで、普段味わえない体験ができます。	新潟県少年自然の家	
国際交流キャンプ		10月7日（土） 8日（日）	一泊	県内の留学生及び 中高生40名程度	47／74	新潟県内の留学生と中高校生が、異なる文化、習慣、言葉をもつ留学生と出会い、触れ合い、様々な体験をすることで、互いに理解を深めます。	新潟県少年自然の家	
所長杯 グラウンド・ゴルフ大会		HPにて開催日掲載	日帰り	60名程度	73／75 93／94	グラウンド・ゴルフを通じて、参加者の健康増進を図り、親睦を深めます。	新潟県少年自然の家	
中学生 リーダーシップ研修		2月24日（土） 25日（日）	一泊	県内中学生 20名	19／21	新たな生徒会役員として、活動する中学生の基礎作りをしていきます。また、さまざまな地域の学校と交流する中で、新しい発見をることができます。	新潟県少年自然の家	
自然の家職員が 出前指導します！		6～9月を除く隨時 (地域は下越・新潟地区)			17回実施 合計 851人			

### 3 自然の家の活動の様子

#### (1) 利用者アンケート集計結果（2月末現在）

	ねらい達成	職員の対応	生活・活動	施設・設備	食事	料金	満足度
4月	3.8	3.9	3.9	3.9	3.9	3.6	96.5
5月	3.7	3.8	3.8	3.8	3.7	3.8	94.7
6月	3.9	3.9	3.9	3.8	3.8	3.7	97.0
7月	3.7	3.8	3.8	3.8	3.7	3.8	94.6
8月	3.8	3.8	3.8	3.8	3.7	3.7	96.4
9月	3.8	3.8	3.8	3.8	3.7	3.7	95.5
10月	3.9	3.8	3.9	3.8	3.8	3.6	96.6
11月	3.8	3.8	3.8	3.8	3.9	3.9	95.6
12月	3.4	3.5	3.3	3.3	3.8	3.8	91.6
1月	3.4	3.4	3.3	3.3	3.8	3.8	90.0
2月	3.6	3.6	3.6	3.6	3.5	3.2	92.9
3月	3.5	3.5	3.5	3.4	3.8	3.8	91.5
平均	3.7	3.7	3.7	3.7	3.8	3.7	94.4
4年度	3.7	3.7	3.7	3.9	3.8	3.7	93.9

#### (2) 令和5年度利用者の声

##### <職員の対応について>

- 丁寧な対応をしていただき、安心して活動することができました。元気にこやかに子どもたちに接していただき、楽しんでいました。
- 説明も上手で明るく笑顔で接してくれるので、子どもたちも親しみをもって接していた。ほめ方も上手で子どもの意欲につながった。
- 急なお願いにも関わらず、温かく対応していただき、とても助かりました。
- 臨機応変にこちらの要望に応えていただき、大変助かりました。
- 丁寧に対応していただきました。また、チェックの場面では厳しさもあり、メリハリがあってとてもよかったです。
- ▲初めてのことで分からぬことが多かったため、もう少し段取り等を教えてもらえるとよかったです。
- ▲出会いのつどいでの説明の中で、「学校の先生も頑張ってほしい」という話は、子どもたちの前ではしない方がよいと思う。

##### <生活・活動について>

- カヌーやキャンプファイアなど、自然を感じながら楽しく活動できました。
- 大変快適に生活、活動できました。活動に使う物品もわかりやすくまとめられており、スムーズに活動できました。
- いつもとは異なる環境で過ごすことができました。
- 豊かな自然の中に囲まれた環境で心身をリラックスさせることができました。
- ▲多団体さんの施設での過ごし方（廊下で大声を出す、部屋でベッドから飛び降りる、浴場で髪の毛が散乱している・片付けない等）がとても気になりました。
- ▲宿泊の1階と2階の同じ側を同じ学校にしてもらえるとよかったです。（部屋や廊下の音が気になる児童が多かった）

##### <施設・設備について>

- 営火場をはじめ、樹木の整備も整っていてよかったです。
- 屋内外ともに、整備がしっかりされていた。きれいで素晴らしい。キャンドルファイアの物品もすぐに取り出せた。
- 木をふんだんに使った施設は子どもたちの心を包み込むようでとても過ごしやすかったです。
- きれいな施設設備で、児童も丁寧にきれいに使おうという意識をもつことができた。
- キャンプファイアの設備、現場への準備、後片付けの動画がありがたい。
- ▲キャンプファイアの場所から木材を取りに行く場所が少し遠い。

▲外の営火場の設備が整えられていなかった。(なかよし営火場の放送設備【マイク】の調子が少し悪かった。)

▲野外の明かりが少なく、生徒達にはかま場周辺、営火場までのルートは歩くことが難しかった。

#### <食事について>

○ボリュームもあり、子どもたちは大変喜んでいました。があってよかったです。

○アレルギー対応食は、一番初めに受け取らせてもらえてよかったです。

○子どもたちが好みの味付けだったようで、普段食の細い子もたくさん食べていました。

○栄養バランスもよく考えてください、非常においしかったです。

○アレルギー対応も数年前に比べてきめ細やかになっており、その子どもたちもとても笑顔でした。

▲食事の返却口が込み合うのと、調味料がセルフで込み合う部分について改善が必要だと感じた。

▲並んで受け取るのは大人数だと時間がかかる。それと、ご飯のおかわりは自由だといい。

▲味が薄い、おかげのボリュームがもう少し欲しい。野菜類がもう少しあればと思う。

▲米粉ピザ作りは量が多くて食べきれなかった。4人でピザ2枚くらいがちょうどいいと思う。

#### <その他>

○こんなにきれいになっているとは思わなかったので、驚きました。

○職員の皆様のおかげで、素敵な2日間を過ごすことができました。ありがとうございました。

○時間のない中、事前の打ち合わせにも丁寧に対応していただき、本当にありがとうございました。

○普段行事に参加することができない子も2日間楽しく過ごすことができました。これも自然の家の魅力だと思います。

○子どもたちの成長、チャレンジの場となりました。ありがとうございました。「また来る」と言っていました。

○調整会議に参加させていただくことで、事前にやり方・ルールを学ぶ事ができました。

▲大勢のスタッフが県内から集合したので、スタッフの駐車により駐車場が満車になってしまい、一般参加者の駐車スペースがなくなってしまいました。

▲職員のお風呂の時間を22:30までにしてほしい。見回りで22:00は難しい。

▲「月火」という設定が厳しかったので、来年は「月火」は避けてもらえるとありがたいです。

▲体育館女子更衣室シャワー室が少し汚れていた。排水溝などがぬるぬるでした。

▲シャンプー等がお風呂にあったらあります。

### (3) 利用者の様子



チャレンジわんぱく



はつらつ体験塾



自然・ふれあい!  
家族のつどい



国際交流キャンプ



家族でカヌーに親しもう



お泊まりキャンプ  
in たいない

○新潟県少年自然の家条例

昭和48年7月14日

新潟県条例第49号

改正 平成17年7月22日条例第49号

平成31年3月29日条例第50号

令和元年12月27日条例第31号

令和5年12月27日条例第51号

新潟県少年自然の家条例をここに公布する。

新潟県少年自然の家条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、新潟県少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)を胎内市乙に設置する。

(平17条例49・平31条例50・一部改正)

(事業)

第2条 少年自然の家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の自然に親しむ活動に関すること。
- (2) 自然環境の中で行う青少年の集団宿泊生活に関すること。
- (3) 青少年の研修に関すること。
- (4) 青少年指導者等の研修に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(平31条例50・一部改正)

(使用の許可)

第3条 少年自然の家を使用しようとする者は、新潟県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第4条 教育委員会は、少年自然の家を使用する者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた使用目的以外に使用するとき。
- (2) 少年自然の家の使用に関する規定に違反したとき。

(使用料)

第5条 少年自然の家を使用する者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(平31条例50・追加、令元条例31・一部改正)

(使用料の免除)

第5条の2 知事は、必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(令元条例31・追加)

(教育委員会への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、少年自然の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(平31条例50・旧第5条繰下)

#### 附 則

この条例は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第49号)

この条例は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(新潟県青年の家条例の廃止)

2 新潟県青年の家条例(昭和45年新潟県条例第41号)は、廃止する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の別表の規定は、同条の規定の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(新潟県少年自然の家条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第5条の規定による改正後の新潟県少年自然の家条例第5条、第5条の2及び別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年条例第51号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

(平31条例50・追加・一部改正、令元条例31・一部改正、令5条例51・追加・一部改正)

区分		単位	使用料
宿泊室	学齢に達しない者	1人1泊につき	680円
	小学生及び中学生		680円
	高校生等		680円
	その他		1,600円
体育館	午前	1団体1室につき	1,010円
	午後		1,350円
	夜間		1,010円
	全日		2,600円
多目的ホール	午前		650円
	午後		870円
	夜間		650円
	全日		1,670円
大研修室	午前		660円
	午後		870円
	夜間		660円
	全日		1,680円
中研修室	午前		450円
	午後		590円
	夜間		450円
	全日		1,140円

小研修室	午前		320 円
	午後		430 円
	夜間		320 円
	全日		820 円
和室研修室	午前		580 円
	午後		770 円
	夜間		580 円
	全日		1,480 円
工作室	午前		680 円
	午後		900 円
	夜間		680 円
	全日		1,730 円
野外活動支援棟研修室	午前		320 円
	午後		430 円
	夜間		320 円
	全日		820 円
キャンプ場	学齢に達しない者	1人1泊につき	220 円
	小学生及び中学生		220 円
	高校生等		220 円
	その他		360 円
常設テント		1張1泊につき	1,720 円

#### 備考

- 1 「小学生」とは、小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。
- 2 「中学生」とは、中学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。
- 3 「高校生等」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに15歳以上18歳未満の者（中学生を除く。）をいう。
- 4 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 5 日帰りで使用する場合の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

○新潟県少年自然の家管理規則

昭和48年7月14日

新潟県教育委員会規則第13号

改正 平成6年3月31日教委規則第7号

平成8年3月29日教委規則第2号

平成11年3月9日教委規則第3号

平成14年2月26日教委規則第5号

平成16年3月26日教委規則第8号

平成17年4月1日教委規則第14号

平成31年3月29日教委規則第4号

令和元年12月27日教委規則第3号

令和5年12月27日教委規則第6号

新潟県少年自然の家管理規則をここに公布する。

新潟県少年自然の家管理規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、新潟県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（令元教委規則3・一部改正）

第2章 管理及び運営

(休所日)

第2条 少年自然の家の休所日は、次のとおりとする。

(1) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

(2) 前号に掲げるもののほか、少年自然の家所長（以下「所長」という。）が必要と認めた日。

（平8教委規則2・全改、平31教委規則4・一部改正）

(使用できる者の範囲)

第3条 少年自然の家を使用することのできる者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 幼児、児童、生徒及び学生

- (2) 青少年団体の団員
  - (3) 教員
  - (4) 子ども会等青少年団体の指導者
  - (5) 社会教育における青少年の指導者
  - (6) 青少年の厚生、福祉、補導、教護等の従事者
  - (7) 少年自然の家が主催する事業に参加する者
  - (8) 前各号に掲げる者のほか、所長が適当と認めた者
- 2 前項第1号から第6号及び第8号に掲げる者は、少年自然の家を使用するに当たり、責任者の明確な団体を構成し、団体として使用するものとする。
- 3 所長は、第1項に定める使用者の使用に支障がない限り、条例第2条に掲げる事業以外の目的に使用する5人以上で構成される研修を行う団体についても、使用させることができる。

(平11教委規則3・平31教委規則4・一部改正)

(使用の制限)

第3条の2 少年自然の家においては、次の行為を行ってはならない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- (3) 専ら営利を目的とする活動
- (4) 暴力団及び暴力団員（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員をいう。）若しくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の活動

(平31教委規則4・追加)

(使用の申込み)

第4条 条例第3条の規定により、少年自然の家の使用の許可を受けようとする者（以下「使用申込者」という。）は、使用しようとする日の30日前（日帰りにあっては15日前）までに別記第1号様式による使用申込書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。所長は、必要があると認めるときは、別に参考資料の提出を求めることができる。

(平8教委規則2・平16教委規則8・平17教委規則14・平31教委規則4・一部改正)

(使用の許可、変更及び取消し)

第5条 所長は、少年自然の家の使用を許可したときは、別記第2号様式による使用許可書を使用申込者に交付するものとする。

- 2 前項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用の変更又は取消しをしようとするときは、使用しようとする日の15日前までに所長に届け出なければならない。
- 3 所長は、少年自然の家の使用を許可した後、特別の事情があると認めたときは、その使用を変更又は取り消すことができる。

（平16教委規則8・一部改正）

（使用料）

第5条の2 使用者は条例第5条に定める使用料を前納しなければならない。ただし、所長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

- 2 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、所長は、使用者の責めに帰することができない理由により少年自然の家を使用することができなくなったと認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（平31教委規則4・追加、令元教委規則3・一部改正）

（使用料の免除）

第5条の3 条例第5条の2の規定により、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用料の全部を免除する。

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校が教育課程に基づく教育活動のために使用する場合（ただし、高等専門学校の第4学年以上の者が使用する場合を除く。）
  - (2) 少年自然の家が主催する事業に使用する場合
- 2 その他教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（令元教委規則3・追加）

（使用権譲渡の制限）

第6条 使用者は、その権利を他人に譲渡してはならない。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、条例及びこの規則並びに所長が別に定める使用規程に従わなければならぬ。

（使用の停止及び許可の取消し）

第8条 所長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用の停止又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 秩序をみだすおそれがあるとき。
- (4) 使用の許可をされた内容と異なる使用をしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、少年自然の家の設置目的に反するとき。

(平16教委規則8・平31教委規則4・一部改正)

(設備設置の承認、原状回復)

第9条 使用者は、使用目的を達成するために必要な設備を設置しようとするときは、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

2 使用者は、前項の規定による設備の使用を終わったときは、すみやかに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。第8条の規定による使用の停止又は許可の取消しを受けたときも同様とする。

(平31教委規則4・一部改正)

(損害の弁償)

第10条 使用者が少年自然の家の施設又は設備を損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、所長が不可抗力によるものと認めたときは、この限りでない。

(平31教委規則4・一部改正)

### 第3章 少年自然の家運営協議会

(運営協議会)

第11条 少年自然の家に、少年自然の家運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置くことができる。

2 運営協議会に関し必要な事項は、新潟県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て所長が定める。

### 第4章 補則

(所長への委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、少年自然の家の管理及び運営に関し、必要な事項は、教育長の承認を得て、所長が定める。

### 附 則

この規則は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則（平成6年教委規則第7号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年教委規則第2号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年教委規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第5号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第8号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第14号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年教委規則第4号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年教委規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

第1号様式（第4条関係）

（平31教委規則4・全改、令元教委規則3・一部改正、令5教委規則6・全改）

第2号様式（第5条関係）

（平31教委規則4・全改、令元教委規則3・一部改正、令5教委規則6・全改）

## 使 用 申 込 書

年 月 日

新潟県少年自然の家所長 様

〒・住所	
団体名	
団体代表者名	

下記のとおり施設の使用を申込みます。

記

担当者 連絡先	氏名			勤務先	名称		(電話 - - - )								
	電話	自宅			E-mail										
		携帯			FAX										
使用目的															
使用希望日	(1)	年 月 日( )	～	年 月 日( )					※所員記入欄 (カヌー実施) 月 日( ) 午前・午後						
	(2)	年 月 日( )	～	年 月 日( )											
	(3)	年 月 日( )	～	年 月 日( )											
	(4)	年 月 日( )	～	年 月 日( )											
	(5)	年 月 日( )	～	年 月 日( )											
参加人数	学年	園児	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	引率	保護者	その他	小計	合計	
	男子														
	女子														
	合計														
宿泊方法 必要部屋数 ※引率等含	館 内	( )泊	8人室	男子( )部屋	・ 女子( )部屋	計( )部屋									
			その他												
	キャンプ場	( )泊	ドーム型テントを( )張												
常設テント	( )泊	常設テントを( )張													
利用施設 (利用日時)	利用日	月 日( )				月 日( )				月 日( )					
	利用区分	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日		
	体育館														
	多目的ホール														
	大研修室														
	中研修室														
	小研修室														
	和室研修室														
	工作室														
	野外活動支援棟研修室														
使用料の 減免	<input type="checkbox"/> 第5条の3第1項第1号該当 (教育課程に基づく教育活動)														
	<input type="checkbox"/> 第5条の3第1項第2号該当 (少年自然の家主催事業)														
	<input type="checkbox"/> 第5条の3第2項該当 (その他教育委員会が特に必要と認める場合)														
実施活動	カヌー体験	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	( )名		※所バス利用の場合は64名まで									
	野外炊さん	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	実施日	朝食・昼食・夕食の別										
				( )日目											
				( )日目											
	キャンプファイア キャンドルファイア	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	①キャンプファイア(雨天:キャンドルファイア)											
②キャンプファイアのみ(雨天:中止)															
③キャンドルファイアのみ															
その他	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	(希望する活動)												
備考															

※使用を許可された団体には、別に所長が定める「使用計画書」、「食事等申込書」等の書類の提出を依頼します。

年　月　日

様

新潟県少年自然の家所長

## 使　用　許　可　書

申込みのありました施設使用について下記のとおり許可します。

記

団体名				
使用期間	年　月　日（　）から 年　月　日（　）まで（　泊　　日）			
宿泊様態				
使用人数	名			
使用料	宿　泊　室	学齢に達しない者	のべ	人分
		小学生及び中学生	のべ	人分
		高　校　生　等	のべ	人分
		そ　の　他	のべ	人分
	体　育　館	午　前		日分
		午　後		日分
		夜　間		日分
		全　日		日分
	多目的ホール	午　前		日分
		午　後		日分
夜　間			日分	
全　日			日分	
大研修室	午　前		日分	
	午　後		日分	
	夜　間		日分	
	全　日		日分	
中研修室	午　前		日分	
	午　後		日分	
	夜　間		日分	
	全　日		日分	

使 用 料	小 研 修 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	和 室 研 修 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	工 作 室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	野外活動支援棟研修室	午 前	日分	円
		午 後	日分	円
		夜 間	日分	円
		全 日	日分	円
	キ ャ ン プ 場	学齢に達しない者	のべ	人分
		小学生及び中学生	のべ	人分
		高 校 生 等	のべ	人分
		そ の 他	のべ	人分
	常 設 テ ン ト		のべ	張分
	合 計			円
使用の条件				
備考	貴団体のカヌー実施日は、 年 月 日 ( ) の _____ です。			

※上記以外の施設使用に必要な事項は、別に所長が定める様式（使用計画書、食事等申込書等）により提出してください。

## ○新潟県少年自然の家使用規程

〔昭和48年8月1日  
制定〕

最終改正 平成31年3月29日

### (趣旨)

第1条 この規程は、新潟県少年自然の家管理規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第13号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、新潟県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用者)

第2条 規則第3条第1項第2号及び第4号に定める青少年団体とは、25歳以下の者が全体の半数以上を占める団体をいう。

2 規則第3条第3項に定める団体は、次の構成員からなるものをいう。

- (1) 26歳以上の者が過半数を占める団体の構成員
- (2) 企業等の一般団体のために行われる職員研修の受講者

### (使用申込みの特例)

第3条 少年自然の家所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、規則第4条に規定する使用申込み期限にかかわらず使用の申込みを受理することができる。

### (使用許可の基準)

第4条 規則第4条に定める使用の許可は、使用申込書を受理した順序によってするものとする。ただし、同一日の使用について2以上の使用申込書が同時に提出されたときは、原則として所長が定める方法により調整を行った順に許可する。

### (使用許可書の提示)

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、少年自然の家を使用するときは、規則第5条に定める使用許可書を所長に提示しなければならない。

### (使用者の遵守すべき事項)

第6条 使用者は、所長が別に定める使用者心得を守るとともに、所長の指示に従わなければならない。

附 則

この規程は、昭和48年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。